

ご寄付に関する税金優遇措置について

当協会は内閣総理大臣認定の公益財団法人で、所得税、法人税、相続税に関して税法上の優遇措置が適用される特定公益増進法人です。このため、当協会へのご寄付は、所得税、法人税、相続税、一部の自治体の個人住民税について税制上の優遇措置の対象となります。

◆所得税及び個人住民税について

所得税に関しては、寄付金控除として「所得控除」を受けることができます。確定申告の際、当協会発行の領収書を添付してください。

・所得控除

寄付金の合計額－2,000円が、**所得金額から控除**されます。

$$[\text{所得金額} - (\text{寄付金合計額} - 2,000 \text{円})] \times \text{各自の税率} = \text{控除後の税額}$$

個人住民税については、当協会への寄付が条例指定対象寄付金に指定されている都道府県・市区町村にお住まいの方は、確定申告の手続きをすると自動的に個人住民税の寄付金控除の対象となります。

◆法人税

特定公益増進法人に対する寄付として、一般の寄付による損金算入限度額とは別枠で特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入できます。確定申告の際に、当協会発行の領収書を添付し申告してください。

・一般損金算入限度額

$$[\text{資本金等} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%] \times 25\% = [\text{損金算入限度額}]$$

・特別損金算入限度額

$$[\text{資本金等} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%] \times 50\% = [\text{損金算入限度額}]$$

◆相続税

相続財産をご寄付いただく場合、寄付財産に対する相続税が非課税となります。相続税の申告期限までに、当協会からお送りする「寄付受領証明書」と「特定公益増進法人であることの証明書(写し)」を税務署にご提出ください。

◆お問い合わせ

公益財団法人 日本生態系協会 総務担当

TEL:03-5971-0244 (平日 9:30~17:30) FAX: 03-5979-2974